(二)　国際最低課税残余額

国際最低課税残余額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残余額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の従業員等の数の合計数のうちに当該内国法人（その所在地国が我が国であるものに限る。）の従業員等の数の占める割合として計算した一定の割合に一〇〇分の五〇を乗じて計算した割合と当該構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに当該内国法人の有形資産の額の占める割合として計算した一定の割合に一〇〇分の五〇を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額とする。（法人税法第八二条の一一及び第一四五条の二関係）

(1)　国内グループ国際最低課税残余額

国内グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の占める割合として計算した一定の割合に一〇〇分の五〇を乗じて計算した割合と当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに我が国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の占める割合として計算した一定の割合に一〇〇分の五〇を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額とする。

(2)　グループ国際最低課税残余額

グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額から、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る国際最低課税額等及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額とする。

(3)　適用免除基準

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、当該判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とする。

(4)　その他国際最低課税残余額の計算について、所要の措置を講ずる。

(三)　課税標準

各対象会計年度の法人に係る課税標準国際最低課税残余額を課税標準とし、法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とする。（法人税法第八二条の一二及び第一四五条の三関係）

(四)　税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の法人に係る課税標準国際最低課税残余額に一〇〇分の九〇・七の税率を乗じて計算した金額とする。（法人税法第八二条の一三及び第一四五条の四関係）

(五)　申告及び納付等

(1)　各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月（一定の場合には、一年六月）以内に、税務署長に対し、当該対象会計年度の課税標準である法人に係る課税標準国際最低課税残余額その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、当該対象会計年度の法人に係る課税標準国際最低課税残余額がない場合は、その申告を要しない。（法人税法第八二条の一四及び第一四五条の五関係）

(2)　電子情報処理組織による申告の特例等について、各事業年度の所得に対する法人税の規定に準じて所要の規定を設ける。（法人税法第八二条の一五、第八二条の一六、第八二条の一八及び第一四五条の五関係）

(3)　(1)の申告書を提出した法人は、当該申告書の提出期限までに、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を国に納付しなければならない。（法人税法第八二条の一七及び第一四五条の五関係）

(六)　罰則

罰則について必要な規定を定める。（法人税法第一五九条及び第一六〇条関係）

2　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を次のとおり創設することとした。

(一)　納税義務者及び課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。（法人税法第四条、第六条の四及び第八条の三関係）

(1)　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人

(2)　特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。2において同じ。）を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

(二)　国内最低課税額

国内最低課税額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度において当該構成会社等でないものにあっては構成会社等に係る国内最低課税額とし、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあっては共同支配会社等に係る国内最低課税額とする。（法人税法第八二条の一九及び第一四五条の六関係）

(1)　構成会社等に係る国内最低課税額

構成会社等に係る国内最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ　特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率（国内グループ調整後対象租税額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等の国内調整後対象租税額の合計額をいう。以下同じ。）が国内グループ純所得の金額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額の合計額から我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額をいう。以下同じ。）のうちに占める割合をいう。以下同じ。）が基準税率を下回り、かつ、当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合　次に掲げる金額の合計額（過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度において当該構成会社等でないものにあっては、(ロ)に掲げる金額の合計額）

(イ)　当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額から我が国に係る給与等の一定の金額を控除した残額に基準税率から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。(ロ)において同じ。）に、内国法人の国内調整後対象租税額が個別基準税額（個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。以下同じ。）を下回る場合のその下回る部分の金額を勘案して計算した割合を乗じて計算した金額